

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念と目標

男女の権利の平等を前提とした「男女共同参画社会基本法」及び「新見市男女共同参画まちづくり条例」の趣旨を最大限尊重し、次の基本理念を掲げます。

男女の人権の尊重

男女が性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されると共に、一切の暴力を排除し、個人としての人権が尊重されること。

社会における制度または慣行についての見直し

性別による固定的な性別役割分担意識をなくし、社会における制度・慣行が、男女の社会における活動に対して、中立的なものとするよう配慮されること。

政策・方針の立案及び決定過程への共同参画

市政はもとより、企業、団体等の政策・方針の立案及び決定の場において、男女が平等な立場で参画する機会が確保されること。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力の下に、それぞれ家庭及び社会の責任を担い、家庭、学校、地域、職場その他あらゆる場における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。

国際的協調

男女平等の推進が、国際社会での取組を十分理解して行われること。

新見市では、これらの基本理念のもと、これまでに策定・実行してきた計画の内容を継承しつつ、その課題や市民意識調査の結果を踏まえながら、平和、平等及び創造を基調とした活力ある豊かな地域社会の実現に向けて、女性と男性が互いに人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力が十分発揮できる社会「男女共同参画社会」の実現に努めます。

この計画は、市と市民が共に築き、男女共に輝くことができる「男女共同参画社会の実現」を目指します。

～男女が共に輝く社会～

男女共同参画社会とは

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

2 計画の性格

この基本計画は「男女共同参画社会基本法」及び「新見市男女共同参画まちづくり条例」に基づき、新見市に住み、働き、学ぶ全ての人々が性別に関わりなく自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、互いにその人権を尊重しながら喜びも責任も共に分かちあう男女共同参画社会の早期実現のため、市民・企業・行政が協働して取り組む基本的指針となるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」により、配偶者暴力防止のための基本計画策定が市町村の努力義務とされたことを受け、本計画の〈基本目標Ⅳ〉男女の人権が尊重される社会づくりの重点目標2に掲げる「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」を、配偶者暴力防止法第2条の3第3項の規定に基づき、「新見市配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に位置づけます。

さらに「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が2015（平成27）年8月に成立し、市の区域内における「女性の職業生活における活躍についての推進計画」の策定が市の努力義務とされたことを受け、本計画の〈基本目標Ⅰ〉あらゆる分野への男女共同参画の促進の重点目標1「政策・方針決定過程における男女共同参画の促進」及び〈基本目標Ⅲ〉「男女共同参画のための働く環境づくりや仕事の調和」を、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づき、「新見市女性活躍推進計画」に位置づけます。

本計画は現在の社会状況や市民ニーズ等を反映させるべく、「新見市男女共同参画審議会」からの提言、市民意識調査やパブリックコメントを行い、策定したものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。

第2章

計画策定の背景